

議会運営委員会

令和2年5月26日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	横田 敏文	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員 溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、溝部委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず、協議事項（1）令和2年第2回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①会期日程につきましてです。会期日程については、事務局から一部変更の連絡がありますので、発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。

3月19日開催の議会運営委員会でご確認いただきました日程案において、11日（木）の総務常任委員会が午前10時開会となっておりますが、午前9時から予定しておりました消防運営委員会が中止となりましたことから、総務常任委員会を午前9時から開催することといたしたいと考えており、本日は変更した日程案をお配りしております。

なお、議会だより、広報いかるがについては、午前9時開会で変更になる場合がありますと掲載しております。また、町ホームページは午前10時開会予定で掲載しておりますが、午前9時開会でよい場合は、すみやかに変更させていただきたいと考えております。以上でございます。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、総務常任委員会は午前9時から開会することとしてよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、会期日程につきましては、3月19日開催の議会運営委員会で確認いたしました日程案から、総務常任委員会の開会時間を午前9時に変更し、本日お配りしております日程のとおり、6月1日（月）から6月18日（木）までの18日間の会期日程で決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

令和2年第2回斑鳩町議会定例会は、6月1日（月）から6月18日（木）までの会期18日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

5月15日に6月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の内容が変更されたとお聞きしております。

面巻総務部長に出席していただいておりますので、説明をお願いいたします。 面巻総務部長。

総務部長 おはようございます。

それでは、令和2年5月15日付けで資料配布をさせていただきました令和2年第2回定例会予定議案のうち、議案の令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）におきまして一部、補正予算の内容を追加させていただきたいことから、この場をお借りいたしまして、その内容をご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料9修正をご覧くださいませでしょうか。

追加をお願いいたします補正の内容は、網掛けをさせていただいているところがございます。そして、この追加に伴いまして補正額等に修正が生じます箇所にも、同様に網掛けをしているところがございます。

今回の追加は、国庫補助金や財政調整基金などを活用し、新型コロナウイルス感染症等に関する町独自の地域経済の活性化支援、教育環境の整備を実施するものでございます。

はじめに、歳入予算の補正でございます。第15款 国庫支出金の教育費

国庫補助金では、情報機器整備費補助金で、国が示すG I G Aスクール構想の児童生徒1人1台端末の整備について、令和5年度までに計画的に整備することとしておりましたが、国より令和2年度内の整備完了の方針が示され、その整備費に対して国の補正予算に措置された補助金が交付されることから、4,716万円を追加させていただくものでございます。

第19款 繰入金では、財政調整基金繰入金で、6,800万円を活用させていただくものでございます。

続きまして、歳出予算の補正であります。裏面をお願いいたします。第6款 商工費の商工業振興費では、(仮称)生活支援クーポン券の発行で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済の活性化対策として、町商工会と連携して実施するものでございます。斑鳩町内の登録をいただいた取扱店舗で利用できる、1,000円の支払いごとに1枚500円分が利用できるクーポン券を1世帯あたり1,500円分、町内の全世帯に配布することによる生活支援と、消費喚起による町内事業者の支援を図るため、クーポン券を発行することとし、その所要額2,020万3千円を追加させていただくものでございます。第9款 教育費では、歳入で申しあげた、1人1台端末の早期実現を図るため、令和元年度の補正予算措置済の小学5年生6年生、中学1年生に加え、残りの小学校1年生から4年生、中学校2年生、3年生すべてに導入するものでございます。その所要額として、小学校教育振興費の小学校ICT環境の整備で6,435万円、中学校教育振興費の中学校ICT環境の整備で2,760万円を追加させていただくものでございます。第12款 予備費で、新型コロナウイルス感染症等に関する取り組みについて、具体的には小学校、中学校の給食運営の一般財源分についても財政調整基金を活用すること、特別職給与減額の措置を整理させていただいた上で、今回の補正から生じる財源136万7千円を留保させていただくものでございます。これらの追加に伴いまして、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,322万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ122億1,111万4千円とするものでございます。

以上が、令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)において、追加させていただきました内容となっております。何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明がありましたことについて、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 1人、1家庭当たり1,500円。

委員長 内容については、ここでは質疑受けておりませんので。それは各委員会でする質問でございますので。この訂正案について、修正について、どうかというものの質疑はお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、資料9の修正については確認をしておきます。
なお、ただいま部長が申し述べましたことについては所管の委員会の中で修正させていただきますので、その旨ご了承いただきたいと思えます。
木澤委員。

木澤委員 全員協議会では改めて説明していただけるんですか。

委員長 これは、こないだの懇談会では説明されておきませんので、各委員会で、所管の委員会で説明をしていただくという形をとらせていただきます。
それでは確認をしておきます。
次に、付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。
まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をいたしまして、次に、通常でしたら、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして各委員長から報告を受けておりますが、今回、各常任委員会につきましては審査すべき事項がないということで開催されませんでしたので、各委員長報告はございません。その後、町長から提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受けますが、今回は本文は省略されます。その後、議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

まず、日程 3. 議案第 17 号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例については、総務常任委員会へ付託。日程 4. 議案第 18 号 斑鳩町立幼稚園預かり保育条例についても、総務常任委員会に付託。日程 5. 議案第 19 号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 6. 議案第 20 号 斑鳩町立学校使用条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 7. 議案第 21 号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 8. 議案第 22 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 9. 議案第 23 号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 10. 議案第 24 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 11. 議案第 25 号 令和 2 年度消防ポンプ自動車の取得については、総務常任委員会に付託。日程 12. 議案第 26 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）についても、総務常任委員会に付託。日程 13. 議案第 27 号 令和 2 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 14. 議案第 28 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、建設水道常任委員会に付託。次に、日程 15. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）から日程 25. 承認第 11 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 2 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）までの 11 議案は、専決処分に係る承認案件でありますので、慣例により委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。次に、日程 26. 同意第 17 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。次に、日程 27. 報告第 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和

2年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）から日程34．報告第14号 令和元年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、までの8件の報告については報告案件ですので、これまでの例により、本会議初日に報告を受けることにしたいと思います。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりですが、ここまで確認いたしましたとおりに付議議案の取扱いをしたいと思いますですが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議がないようですので、議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする承認第1号から承認第11号及び同意第17号について、討論の有無については初日の全員協議会で確認をいただくこととなります。もし、討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

②付議予定議案等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長から、他に報告等していただくことはありますか。

（ な し ）

委員長

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時16分 休憩)

(午前9時17分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、③斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正案についてを議題といたします。5月13日の全員協議会で、新型コロナウイルス感染症支援策の財源確保のため、当議会においても議員報酬の期間を定めた減額を検討することとなり、議長と副議長で調整いただき、議会運営委員会で協議することとなっております。この件について、議長より説明をお願いいたします。 坂口議長。

議長

全員協議会以降、この件につきましては、議員皆さま方からご意見をお聞きする中で、全議員報酬の月額5%を6か月削減する案をまとめました。詳しくは、事務局の方から説明をさせます。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

事務局より、条例改正案をご説明させていただきます。

お手元の斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について（要旨）（案）をご覧ください。

議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の減額の額及び減額期間を定めるため、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容、（1）報酬の減額の額（期末手当への適用を除く。）（それぞれの報酬月額を5%減額）。議長の報酬月額は、減額前36万円、減額後34万2千円、影響額は1万8千円。副議長の報酬月額は、減額前30万2千円、減額後28万6,900円、影響額は1万5,100円。議員の報酬月額は、減額前28万4千円、減額後26万9,800円、影響額1万4,200円。（2）減額期間、令和2年7月1日から同年12月31日まで（6月間）。2. 施行期日、令和2年7月1日から施行します。

以上が、条例改正案の要旨でございます。

委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い

申しあげます。

委員長 ただいま説明があり、議長から示されました、当該条例の一部改正案について、委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

横田委員。

横田委員 ほかの町ではね、3%から10%と幅がありますが、斑鳩町議会としては5%の減額と期間6か月は妥当だと思います。以上です。

委員長 ほかございませんか。 木澤委員。

木澤委員 以前、事務局の方で近隣の状況なんかも調べていただいて、参考にさせていただいたんですけども、われわれ議員報酬のカットについては住民さんの声もあって、こういう形で財源にしていくべきかなというふうに思っています。額にしてもやっぱり5%がいっぱいいいかなというふうに思いますので、これで結構かと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正案を、別紙の内容ですね、ただ今事務局長が読みあげていただいたこの内容で、当委員会の発議により議会初日に上程するということがよろしいですか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正案を6月1日の議会初日に別紙のとおり委員会発議することとし、日程に追加することといたします。

会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託は行わず、提案説明を行ったのち、初日の本会議で即決することを確認しておきます。

それでは、(1)令和2年第2回斑鳩町議会定例会については終わります。

次に、(2)議場の新型コロナウイルス感染防止対策についてを議題といたします。4月27日の議会運営委員会で委員より意見のありました、議員席の間隔確保については、配置を事務局で検討し、本日の委員会で提案されることとなっておりますので、事務局より説明してください。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

事務局より、議員席の間隔確保案についてご説明させていただきます。

斑鳩町議会の本会議場においては、議員席は20席あります。議員は13人いらっしゃいますが、議長は議長席に着席されますので、実際には12人が着席されます。通路も含めて空間を確保できればと考え、この別案のとおり、6月議会の議席配置を考えましたので、ご確認いただきたいと思います。

また、4月27日の議会運営委員会でご意見をいただき、傍聴者の感染防止をはかるため、傍聴者が1メートルの間隔を確保して着席できるよう39席のうち26席に座れない表示を行い、13席と限定しております。資料の裏面に写真を添付しております。また、傍聴席を一方通行として奥から詰めて座っていただくよう事務局で案内することとしております。さらに、議場の扉についても、本議会は扉とその外側の廊下の窓を開け、エレベーターホール奥の扉を閉めた状態で開催したいと考えております。

このことにつきましては、本日の議会運営委員会でご了解をいただきましたならば、ホームページで事前に周知をはかりたいと考えておりますので、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげます。

なお、6月議会の本会議については、事務局も会議中は局長のみで、議事

進行補助とマイク操作をさせていただき予定でございますので、申し添えます。以上でございます。

委員長 ただいま議会事務局から説明がありましたが、議員席の間隔確保等、議場の新型コロナウイルス感染防止対策について、委員皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 議員席と傍聴席はこれでいいと思うんですけど、本会議場の扉ですね、エレベーターホール側は閉めると、局長おっしゃったと思うんですけど、だからこれ写っているほうは我々入ってくるほうが写ってますけど、その反対を閉めるということ、開けといたらあかんのですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局 閉めますのは、階段を上がってすぐのエレベーターのあるホールの正面にガラスの扉がございます。あちらにつきましては、本会議をしているときは、いつも開けておりますが、そちらを閉めて議場の閉鎖性を保つという意味で、そちらのエレベーターから降りてすぐの南側のガラス扉を閉めさせていただきたいと考えております。なお、理事者が入ってまいります北側の議場の扉につきましても、開放させていただきたいと考えておりますが、北側の窓につきましては、保育園の子どもたちの声が入る日がございますので、その日の状況によりまして、事務局で調整させていただきたいと考えております。以上でございます。

委員長 これは全国町村議会議長会にも確認を取っておりまして、それで結構やというふうにはお聞きしております。

ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 名板は移すんですか。

委員長 それは事務局の方でやっていただきます。

ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 13席限定をホームページで周知されるということなんですけど、それは13席限定ですので、ご遠慮くださいというか、どういった内容、周知される予定ですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 13席に限定させていただき、それ以外の方につきましては、ロビーにおいてモニターでの傍聴となりますので、ご了承くださいといった内容でホームページに掲載いたしたいと考えております。以上でございます。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、議員席の間隔確保は、事務局提案の配置とし、議場での傍聴は13席と限定し、それを超えた場合は、ロビーでモニターをとおして傍聴いただくこととし、議場の扉は開放して、エレベーター奥の扉を閉める運用とするということによろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

傍聴席の間隔確保については、議場での傍聴は13席と限定し、それを超えた場合は、ロビーでモニターをとおして傍聴いただくこととし、その方針をホームページで公表していくことといたします。

(2) 議場の新型コロナウイルス感染防止対策については、以上で終わらせていただきます。

次に、2. その他についてを議題といたします。

各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 以前より、議長の方から、6月議会の一般質問については必要最低限にしてほしいという要請を受けていましたけど、その後、緊急事態宣言が解除される中で、また近隣、生駒郡のほかの町も聞きましたら、そういう、なんて言うんですかね、制限ではないですけども、議長の方からそういう要請はされていないということであったり、あと田原本町も聞きますと、以前、3月議会の頃からそういうふうに縮小してはどうかということで、6月議会もそうしようかと言っていたらしいですけど、緊急事態宣言の解除を受けて、それも撤回されて、通常通りされるというふうにお聞きしてるんです。今回、6月議会ですね、そういう状況の中で、議長、以前要請していただいた内容については、特に撤回される予定とかはないですか。

委員長 議長。

議長 状況的には結構いい状況にはなってきたと思うんですけども、職員さんのほうが、やはり今のこの対策で相当時間を取られて苦勞されておりますので、この6月議会につきましては、こないだ申しあげたとおりの方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 特に制限をするということではないので、私のほうでまた判断して、では、やらせていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、私より、今年度の当委員会の取り組みテーマについてを議題としたいと思います。

これまでのテーマの一覧を事務局に配布させていただきます。

暫時休憩いたします。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時31分 再開)

委員長

再開いたします。

資料を見ていただいて、どのようなテーマが良いのか、次回以降の委員会で議論していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、2月25日ですか、の議会運営委員会で委員さんより、今年度申し送りしてくれということ、事務局で作成される文書について、公の場での意思決定の過程については公務として記録に残していくことについては必要な業務であるが、公の場ではない場での意思決定の過程の文書作成については公文書として残る場合もあり、どこまでの範囲かも含めて議会として、報告書としての運用指針を諮っていくべきではないかということをおっしゃりまして、次回の、今年度ですね、議運で協議してほしいという意見が出されまして、これは私、去年も委員長させていただいてましたんで、一応この場に諮って、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

木澤委員。

木澤委員

私からその件申しあげてきまして、最終的にどうなるかわかりませんが、今年度の検討事項としてテーマとしてあげていただければと思います。

委員長

このことについて、今年度のテーマの1つとして取り上げることでよろしいですか。

ご異議ございませんか。 伴委員。

伴委員

私ちょっとその件でずっと思っていた、確かに、そういうような議論、来年度の言うてやっていこうと、申し送りといいますか、そういう形になったんは、記憶しておるんですが、実質のところ、テーマとしてどうなんやろうと、実際そんだけ議論が深まるようなテーマになるんかなと、逆に議会事務局の方に聞いてもらって、いっぺん意見を聞いてからテーマにしてはどうかというふうに思うんですか、どうなんでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま申しあげましたのは、今年度のテーマとして取り上げて協議していきたいと思います。

ほかにございませんか。 横田委員。

横田委員 28年度の議会のIT化というテーマがありますけど、どの辺まで進んでるんでしょうか。

委員長 これについては、タブレットの配布等、またインターネット中継等、いろいろ協議し、また先進地視察も行いましたけれども、今の当町では時期尚早ではないかということで、現在に至っております。

横田委員 ということは継続案件でなくて、いったんそれでもう終わっているということですね。

委員長 はい、そうです。

横田委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次回以降に皆さんからのテーマを協議していきたいと思いますので。 伴委員。

伴委員

今、ちょっと昨年から思ってることがありまして、本来なら次のときに、テーマの案として発言させていただきなありませんが、僕は昨年からずっと思っておりまして、それを今ちょっとよろしいでしょうか。

実は、私らの任期が4年っていう形がありまして、やはり今年度、4年間のうち、ちょっと選挙に関わることに、立候補に関わることに、テーマにあげたいなど。なぜかと言いますと、1年目はなかなか皆さん新し方も入ってこられたり、いろんな関係でできない、また最後のほうになってきますと、やはりできない、今年度2年目といいますか、任期4年についての2年目について、立候補の要件というか、政治倫理っていうか、そういうことに対してやっぱり住民さんの方からいろんな声も聞いておりますので、まあ言うたら具体的には来週、次回のときに話させていただきますが、ちょっとそのことを思っているということだけ申しておきたいと思います。

委員長

ただ今、伴委員から、詳しくはお聞きしておりませんが、政治倫理について、選挙の立候補についての政治倫理について提案したいという申し出がありました。

ほかの方は、この過去4年間のテーマですね、取り組みテーマの一覧見て、またこれ以外にでも、私こんなこといっぺんテーマとして取り上げていただいて、協議していきたいということであれば、どしどし案を出していただきたいと思います。そんでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

議長から何かございますか。

(な し)

委員長

事務局から何かございますか。 佐谷議会事務局長。

議会事務

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてご報告させていた

局長

できます。広域連合議会議員のうち町村議会議員の区分において、任期満了にともない1名の欠員が生じたことから、4月30日に選挙の告示がされております。これにつきましては、議員皆様のレターケースに告示文書の写しを5月13日に配布させていただいております。立候補者受付は5月26日、本日午後5時に候補者の届出が締め切られることとなっております。立候補者が2人以上になりますと、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の規定により、県内全町村議会において選挙が実施されることとなります。そうした場合、広域連合の選挙長から、速やかに選挙を実施するよう依頼がございますので、本町においては、6月18日の本会議最終日に追加日程として選挙を実施していただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただ今、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、事務局から報告がありましたが、広域連合議会議員のうち町村議会議員の区分において、任期満了にともない1名の欠員が生じたことから、4月30日に選挙の告示がされたということです。これにつきましては、5月13日に議員皆様のレターケースに告示文書の写しが配布されているところでございます。

この立候補者受付は本日の午後5時に候補者の届出が締め切られることになっており、立候補者が2名以上になりますと、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の規定により、県内全町村議会において選挙が実施されることとなります。そうした場合、広域連合の選挙長から、すみやかに選挙を実施するよう依頼がございますので、本町においては、6月18日の本会議最終日に追加日程として選挙を実施したいということの報告であります。これについて何かご意見がございますか。 木澤委員。

木澤委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、わかれば今、答えてほしいんですけど、うちで言うと6月18日が最終本会議になりますんで、そこで投票即開票という形になりますけど、それはもう連合の規定でそういうふう決められているんでしょうか。これまでもそれぞれの議会の会期中で、開票されて、言うたら順番に誰が何票、今の段階で何票やってというのがわかっていて、ていうのは、ちょっとおかしい、選挙としてはおかしいんじゃないかなとい

うことで、以前にも意見申しあげたんです。全域で選挙するんやったら同じ日に投票して同じ日に開票するというのが普通じゃないかなと思うんですけど、だからそれについては異議を持って、できれば広域連合に、議長今行ってないか、行く機会、発言する機会があったら、なんかの方法で届けたいなと思っているんですけど、今、局長で選挙の規定ですね、わかるようやったら教えてほしいですけど。わからなかったらもう結構です。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 大変申し訳ございませんが、私のほうでは選挙の規定とまでは把握しておりませんで、そちらの選挙長のほうからの依頼に基づきこの説明をさせていただきます。以上でございます。

木澤委員 今、わからなければ結構ですので。ただそういう意見を持っているということだけお知りおきいただいて、何かの機会があれば、ぜひ広域連合の方ですね、その意見届けていただきたいと思いますので、お願いいたします。

委員長 調べんでもよろしいの。

木澤委員 それはまた別の機会調べますので、この議運じゃなくても結構です。

委員長 ほかにございませんか。

1期目の議員さんはちょっと分かりにくいとは思いますが、後期高齢者の広域の、結局、報酬やとか決める議会があるんですね。それに市議会議員、町村議会議員、ほんで町長、市長かな、そういうふうに分かれて、町村議会議員の広域連合に行ってはる議員さんが1人、任期満了で欠員ができると、そやから町村議会から1人は入れるわけなんですけれども、それを2人以上になると選挙になるわけですね。その選挙をするかどうか、いう形の話は今させてもらっているんです。そやからおそらく今1名は誰かおられるんで、1名だけだったら選挙にならないと、しかしもう1人以上出たら選挙になるから、各議会の本会議中に選挙してくださいという依頼が

あるわけなんですね、広域連合から。その話を今しておりますんで。そやから選挙ないかもしれません、またあるかもしれません。それは開会中にわかりますんで、選挙があれば、当町議会の最終日に選挙をするという形になります。 齋藤委員。

齋藤委員 議員が1人ずつ1票持っているんですか。それとも議会として1票投じるんですか。

委員長 議会として1人を、するわけなんですけれども、それを選ぶのは各議員です。そやから斑鳩町議会としては1人だけです。
暫時休憩します。

(午前 9時54分 休憩)

(午前10時00分 再開)

委員長 再開いたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ただ今、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の事務局に尋ねてまいりましたところ、まず、1点目のご質問の、選挙になりましたらその票はどのようにとりまとめられるのかということでございましたけども、議員1票1票が、そのまま後期高齢者医療広域連合の議会議員選挙の事務所に申し送りされるものでございまして、当町でございましたら13票ということでございますので、それぞれの票が広域連合の選挙事務所に送られまして、それを県下で合算して選挙の当確が出るという回答でございました。

2点目でございます。木澤委員さんから先刻ご質問いただきました、広域連合議会議員選挙が各町でばらばらの日程で行われるのは、理由はというご質問でしたが、大変申し訳ございませんが、こちらにつきましては事務局でもすぐには回答できかねるということでございますので、またこちらに回答ございましたら、別途ご報告いたしたいと思っております。以上でございます。

委員長 ご苦労さんでした、先ほど私が説明いたしましたのは、誤りでありまして、

議員1人1人が1票ずつ持っている、そのように訂正させていただきます。

ほかにご意見ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、ただ今報告のありました奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙については、もし選挙ということになれば本会議最終日に追加日程として取り上げ、選挙を実施するという確認をしておきます。

それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

どうもお疲れ様でございました。

(午前10時03分 閉会)